

# 平成 24 年度ごみ処理基本計画

## アクションプログラム



## アクションプログラムの背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定し、そして 5 年目にあたる平成 22 年度は中間的な見直しをするとともに、目標値に対する中間評価をするものとなっていました。

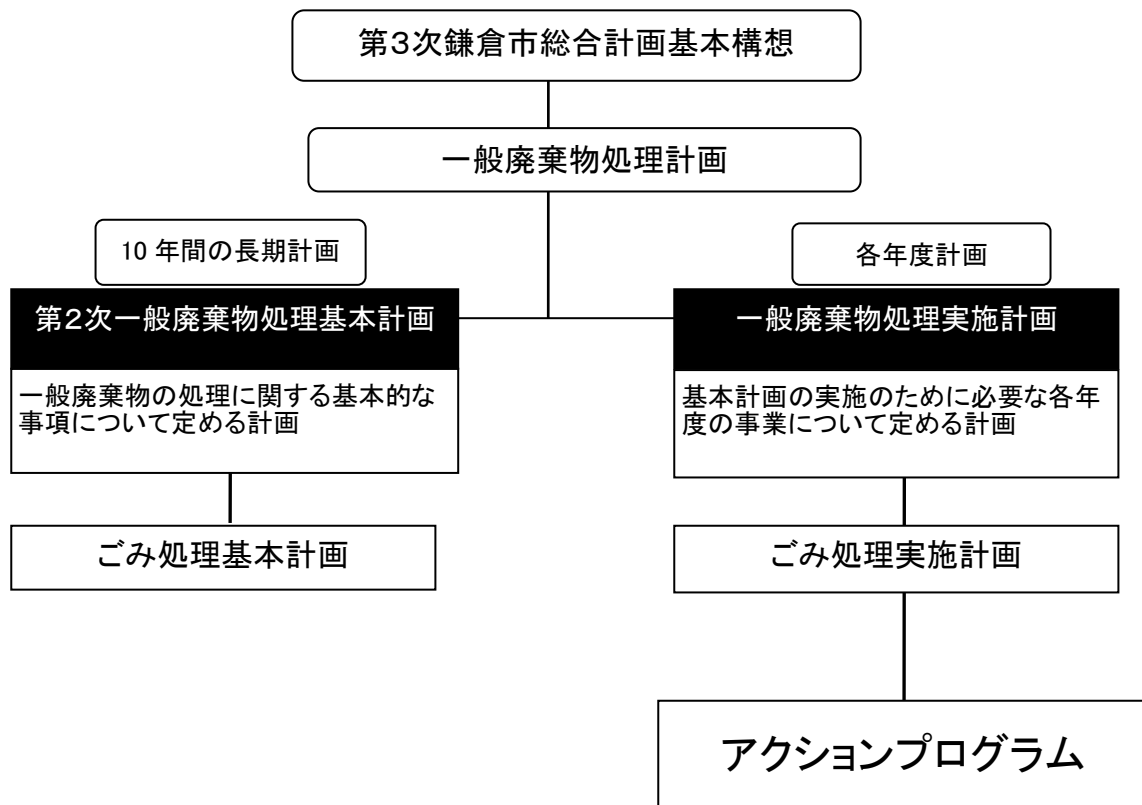
この 5 年間の推計人口との乖離、ごみ処理広域化の状況変化、生ごみ資源化施策の状況変化、また、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要であったことから、平成 23 年 6 月 13 日にごみ処理基本計画の見直しを行いました。

今回の見直しでは、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、「環境保全の重要性」など新たな見地も含めた検討を行うとともに、さらなる市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化の充実拡大を行うものとなり、この見直しの計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間となります。

ごみ処理基本計画のうち、単年度に分けたものをごみ処理実施計画といい、ごみ処理実施計画に基づいた具体的な施策がアクションプログラムです。

ごみ処理基本計画の見直しの検討作業と同時に、アクションプログラムの作成検討を行っており、平成 23 年 4 月からアクションを始めています。

今回、平成 24 年 5 月 7 日に平成 24 年度アクションプログラムを策定しました。



減量・資源化対策の実施事業のスケジュール

(第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し) P29)

※平成23年6月13日に策定された上記計画、平成24年2月10日工程修正時点でのスケジュールです。

主な実施事業	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
<b>家庭・地域に対する働きかけ</b>					
家庭用生ごみ処理機のさらなる普及	啓発・助成				
家庭用生ごみ処理機使用継続の働きかけ	機器の展示、専門アドバイザーの設置等				
モデル地域における生ごみ処理機の普及	実施				
地域等における大型生ごみ処理機設置	実施				
<b>事業所・商店街に対する働きかけ</b>					
事業所における資源物分別の徹底	啓発	ピット前調査強化			
多量排出事業所における生ごみ資源化の促進	啓発	資源化			
大型生ごみ処理機モデル機の設置	試行				
飲食業等中小規模事業所における生ごみ資源化の促進	検討		モデル地区		資源化
<b>その他のごみ減量・資源化の方策</b>					
リサイクルの推進－資源化品目の拡大					
竹・笹・シュロ	資源化				
布団、畳、木質廃材		資源化			
<b>制度としてのごみ減量化誘導方策の実施</b>					
家庭の燃やすごみ等の戸別収集		モデル地区	全市実施		
家庭系ごみの有料化				実施	
事業系ごみ処理手数料の改定					実施
<b>市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進</b>					
鎌倉のごみ減量をすすめる会	活動				

上記のスケジュールに基づき、次の11項目の重点項目により進行管理を行います。

家庭・地域に対する働きかけ

重点項目1 家庭用生ごみ処理機のさらなる普及促進

事業所・商店街に対する働きかけ

重点項目2 事業所における資源物分別の徹底

重点項目3 多量排出事業所における生ごみ資源化の促進

重点項目4 中小規模事業所における生ごみ資源化

その他のごみ減量・資源化の方策

重点項目5 資源化品目の拡大

重点項目6 3R啓発

制度としてのごみ減量化誘導方策の実施

重点項目7 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

重点項目8 事業系ごみ処理手数料の改定

市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進

重点項目9 鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動

その他

重点項目10 名越クリーンセンター延命化

重点項目11 生ごみ資源化施設・新たな焼却施設の調査検討



重点項目 2

事業所における資源物分別の徹底

ごみの発生抑制、減量の推進について、家庭系、事業系別に本計画の基準年である平成 21 年度実績を平成 15 年度と比較すると、家庭系では 6.9%の減少、事業系は 8.5%の増加となっており、事業系ごみの発生抑制が進んでいません。事業所においては、事業活動におけるごみの発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することが求められます。

平成 22 年度に鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者(以後、「許可業者」という。)収集分のサンプリング組成分析を行った結果、資源物が 28.5%混入していました。

今年度は今泉クリーンセンターにピット前コンベアごみ投入検査機を導入し、排出事業者や許可業者への啓発、指導を強力に行うことにより、混入していると推計される資源物量を削減します。

アクション	平成24年度目標 資源物の分別により、焼却削減量 768トン													
	平成24年									平成25年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
○ 一般廃棄物収集運搬許可業者に対する受入停止の条例化	←—————→						○				←—————→ 施行			
○ クリーンセンター搬入の指導基準(手順)の作成 (収集事業者、排出事業者に対する基準)	←—————→						○				←—————→ 運用			
○ 一般廃棄物収集運搬許可業者への説明						←—————→								
○ 検査機の機種選定、設置場所等の検討・導入	←—————→													
○ 検査機の運用										←—————→ 調査・指導				
○ 排出事業者、許可業者への分別指導	←—————→													
○ ピット前調査(集中月間の設定)と指導	実施 ○		実施 ○			実施 ○								

重点項目 3

多量排出事業所における生ごみ資源化の促進

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例により「減量化及び資源化計画書」の提出を義務付けられている多量排出事業所(ごみ排出量毎月 3 t 以上)が平成 22 年度には 43 か所あり、市で処分した生ごみ(厨芥類)は約 2,160 t、平成 23 年度は 51 か所あり、約 2,380 t でした。

これらの事業所へ、大型生ごみ処理機の設置や資源化事業者への委託などによる生ごみ資源化を促します。事業所への働きかけにより、平成 22 年度の生ごみを基準に 40%が資源化委託を行うとして 860 t の削減を見込みました。

平成 23 年度に引き続き、市で試験的に大型生ごみ処理機を設置し、その利用方法等を周知することで、大型生ごみ処理機導入の促進を図ります。

また、平成 22 年度、平成 23 年度の多量排出事業所から提出を受けた「減量化及び資源化計画書」に対する追跡調査を実施し、事業者自らの生ごみの資源化を強く勧めていきます。

アクション	平成24年度目標 資源物の分別・資源化により、焼却削減量 102トン 大型生ごみ処理機 2台設置 焼却削減量 18トン												
	平成24年										平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 多量排出事業所の抽出	←→												
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出依頼		←→											
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出(6月30日締切)			←→										
○ 事業所別資源化、排出量のデータ作成				←→									
○ 事業所への訪問指導(大型生ごみ処理機等の普及) (分別徹底、生ごみ処理機導入及び生ごみ資源化)				←→									
○ 事業所モデル用大型生ごみ処理機の設置場所の選定、設置												→ 設置	
○ 大型生ごみ処理機のモデル機の検証												←→	
○ 平成23年度設置の大型生ごみ処理機のモデル機のレポート分析	←											→	

重点項目 4

中小規模事業所における生ごみ資源化

前記の多量排出事業所以外の中小規模事業所が排出する生ごみ(厨芥類)の焼却量は 6,240 t と推計され、事業所全体の厨芥類排出量の7割以上に上ります。

中小規模事業所では、①事業所は生ごみを分別、従来通り鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下、「許可業者」という。)との契約、②許可業者は市の積替施設へ搬送し、市に処理手数料を支払う、③市が生ごみの再生事業者と資源化契約を行う、という仕組みで、生ごみの資源化を行うとするものです。

平成24年度は引き続き制度内容(排出方法や収集方法)の検討を進めるとともに、積替施設については焼却停止後の今泉クリーンセンターでの設置に向けて検討、協議を進めます。

アクション	平成24年度目標 平成25年度からのモデル収集、平成27年度からの実施に向けた、中小事業所からの生ごみの収集と、その資源化の施策の構築。 (平成24年度の焼却削減量は0トン)											
	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 事業系生ごみの資源化システムの検討	←----->											
○ 一般廃棄物収集運搬業許可業者と行政による検討チームによる検討	←----->											
○ 積替施設の検討	←----->											
○ モデル収集(平成25年度実施予定)の準備検討	←----->											



## 重点項目 5

### 資源化品目の拡大

「粗大ごみ」や「持ち込みごみ」として排出された布団は、これまで焼却処分をしてきましたが、これを、固形燃料の材料に資源化していきます。

畳及び木質廃材は、零細事業者保護の観点から、クリーンセンターで受入れ焼却処分をしてきました。

建設業に係る畳及び木質廃材は産業廃棄物であり、県内ではほぼ全ての市町村が受入れをしていないことから、本市においても受入れ停止とするものです。受入れ先の確認と事業者への周知期間を含めて、平成24年10月からの受入れ停止とします。

その他の畳及び木質廃材は、これを建材ボード原料等にする資源化を行います。

竹、笹、シュロ類については焼却処分をしてきましたが、資源化業者にて処理可能となったため、平成23年度から引き続き、植木剪定材とともに資源化を進めていきます。

アクション	平成24年度目標 竹・笹・シュロ類の資源化量 240トン、家庭系布団 100トン、事業系畳50トン、事業系木質廃材131トン												
	平成24年									平成25年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 産業廃棄物である畳及び木質廃材の受入停止 建設業等への周知説明	←									○	→		
○ 布団、畳の資源化			○	→									
○ 木質廃材の資源化	○	→											
(平成23年度より継続) ○ 竹・笹・シュロ類の資源化	←												

重点項目 6

3 Rの啓発

循環型社会形成を推進していく優先順位はリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)、熱回収、適正処分です。

市民に対しては、マイバッグ運動や不要な物品を購入しない、使い捨て製品の使用自粛などのライフスタイルの見直しを通じて啓発を継続していきます。事業者に対しては、生産工程における3Rの推進、飲食業における使い捨て物品の使用抑制、小売業などにおける包装材の削減などを呼び掛けていきます。

自治・町内会や市民活動団体などが開催する行事等におけるリユース食器の利用を促進するため、レンタル費用に対する補助制度を平成23年度より実施しており、周知普及を進めます。市民活動団体との協働で実施している不用品交換制度(リユースネット)を、市民に周知するとともに、利用を推進します。

市民や市民活動団体によるリユース市等の情報発信や支援を行います。

低年齢層の子どもにごみの減量・資源化について関心を持ってもらうことは、子どもを通じて家庭への波及効果が期待できます。市内小学校、保育園、幼稚園において、従前より引き続き、より実践的に、ごみ問題に関心を持ってもらえるよう実施していきます。

また、家庭・地域に向けて、引き続き広報紙などの印刷物やホームページなどを通じて啓発を行っていきます。

アクション	平成24年度目標 市民、事業者、行政がそれぞれが具体的な取り組みを実践するための働きかけとその他の施策の実施。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ リユース市の検討 リユース市(市民団体主催)等への支援の推進(情報発信) リユースネットの活用・PR												
○ ごみ処理基本計画の周知 広報かまくら ごみ減量通信 自治・町内会等説明会(随時)												
(平成23年度より継続)												
○ リユース食器の利用促進 リユース食器と補助制度のPR												
○ 環境教育の実施												

重点項目 7

家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

家庭系ごみは各家庭がクリーンステーション(以下、「CS」という。)に出して収集を行っていますが、カラス被害によりCSに係る近隣トラブルの発生や、燃やすごみに資源物が混入していることが課題です。

各家庭の前(集合住宅を除く)にごみを出して収集する戸別収集は、排出者が明確なため資源物の混入が減り、ごみ出しが容易になります。反面、収集に時間がかかり、収集費用がかさみます。

有料化によって、ごみ処理費用の負担の公平性が確保できること並びにごみの減量と資源化の効果が期待できます。

よって、平成24年10月から家庭系燃やすごみ等の戸別収集のモデル地区収集を実施し、平成25年10月の全市実施を目指します。家庭系ごみの有料化は平成26年度当初からの実施を目指します。

アクション	平成24年度目標 平成24年度戸別収集のモデル地区収集、平成25年度の戸別収集全市実施、平成26年度の有料化全市実施に向けて、施策実施のための準備、検討を行う。 (平成24年度の焼却削減量は0トン)												
	平成24年						実施			答申		条例	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 戸別収集のモデル地区事業実施 ● 小規模共同住宅専用CSの設置 小規模共同住宅オーナーとの調整 小規模共同住宅専用CSの設置及び周知 ● 市民周知 自治・町内会説明会の実施、モデル地区挨拶 各地区における説明会の実施 市民説明会の実施(要請に応じて) モデル地区内CSでの周知 モデル地区内住民への個別周知 コールセンターの開設・運営 ● 委託業者との調整 契約方法についての検討 戸別収集についての説明会の実施 委託契約の締結 ● 指定袋モニタリング及びアンケートの実施 ● モデル地区アンケートの実施 ○ 戸別収集全市実施及び有料化実施に向けての準備 条例制定に向けてのパブリックコメント 小規模共同住宅現地調査 指定袋作成の手法・仕様の検討 検証後の全市実施手法の見直し ○ 戸別収集実施に向けて小規模事業所への周知 モデル地区内の事業所への周知及び実態調査													



重点項目 9

鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動

現在のごみ処理を巡る環境は逼迫した状況にあります。行政は、市民、事業者に必要な情報開示と説明を行い、一方、市民、事業者にもそれぞれの立場で、事態を受け止め、行動する必要があります。

鎌倉のごみ総排出量を減らし、ひいてはごみ焼却量の削減のために、考え行動する会として、「鎌倉のごみ減量をすすめる会」を平成 23 年度に設置しました。

平成 24 年度は「ゼロ・ウェイストかまくら」の理念のもと、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、焼却量の削減のために、市民、事業者の視点から出来ることを考え、市民、事業者、市が連携・協働した活動を行います。

アクション	平成24年度目標  ごみの発生抑制、焼却量の削減のために、市民、事業者の視点から出来ることを考え、市民、事業者、市が連携・協働した活動を行います。											
	(焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成24年						平成25年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 鎌倉のごみ減量をすすめる会												
全体会			○							○		
個別行動チーム	←											→
運営委員会	←											→

重点項目 10

### 名越クリーンセンター延命化

鎌倉市の2カ所のごみ処理施設(焼却施設)のうち、名越クリーンセンター(鎌倉市大町5丁目)は、昭和57年より稼働し、平成14年度に大規模改修(H12.7~H14.11)を行っていますが、焼却施設として老朽化が進んでいます。

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画を実施しないことにより、従来のごみ組成をそのままとしたときの名越クリーンセンター焼却能力を、10年間を超えて維持するための施策を実施します。

アクション	平成24年度目標 平成24年からの延命化工事実施に向けての地元調整及び諸手続きを行う。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ プラントメーカー選定支援業務	←-----→											
○ 地元住民との協議	←-----→											
○ 基幹的設備改良工事						←-----→						

